

日本国内閣府とインド共和国科学技術省との間の 量子科学技術及びイノベーションに関する協力趣意書(Lol)

日本国内閣府（以下「内閣府」という。）及びインド共和国科学技術省（以下「DST」という。）（個別には「参加者」、総称して「参加者ら」という。）は、

- 1985年11月29日に締結された「日印科学技術協力協定」に基づき長年にわたり築かれてきた協力関係に留意し、

日本とインドが量子科学、技術及びイノベーションの推進に関心を共有し、学术界、産業界及び政府間の協力を基盤として、科学、技術及びイノベーション分野において多様かつ強固な関係を維持していることを認識し、

- 透明性、説明責任及び知的財産権の保護といった共通原則に基づく志を同じくするパートナー間の協力が、信頼できる研究環境を醸成し、両国の専門知識を結集する上で不可欠であることを認識し、
- 量子科学及び技術が、量子コンピューティングを始め、量子通信や量子センシングといった革新的な技術の開発を可能とし、生命科学、物流、金融、グリントランスフォーメーションなどを含む幅広い分野に革命をもたらす可能性を有することを確認し、
- 今後数年間、新興量子エコシステムと産業の成長にとって極めて重要な時期となることに留意し、

以下の共通認識に到達した。

第1項 目的

本協力趣意書（以下「本協力書」という。）において、参加者らは、それぞれの研究・イノベーションコミュニティ間の協力関係を更に促進するとともに、量子技術の研究開発加速、イノベーション創出及び責任ある開発・利用を推進するための取組を支援することを意図している。具体的には、将来的な産業応用に向けた

道筋の検討を含む各種施策を実施するとともに、各国の法令・規制及びそれぞれの権限の範囲内で、技術保護措置の強化にも取り組んでいく。

第2項 協力の形態

参加者らは、それぞれの法令、規制、政策に従い、相互に受け入れ可能な条件の下で、以下の分野における協力関係の構築に共同で取り組む。

(a) 量子研究・イノベーションに関する対話：日本とインドの間で、関連機関やハブを通じた対話を促進し、基礎研究から応用研究・イノベーションに至るまでの分野において、ベストプラクティスの共有や学術連携の将来的な可能性の特定を行う（量子コンピューティング、量子通信、量子センシングを含むが、これらに限定されない。）。

(b) 産学連携：量子分野における共同研究機会の検討を目的として、適切な場合には民間セクターを含む関連ステークホルダーと学術界との連携を促進すること。この取組は主に研究活動と能力開発活動に焦点を当てており、今後別途作成される可能性のある個別の取り決めに影響を及ぼすものではない。

(c) 人的資本とスキル開発：量子領域における人的資本の育成とスキル向上を促進し、量子エコシステムと人材基盤の持続的発展を図る。研究者、専門家、実務家の交流などを通じて、必要に応じて実施する。

(d) 基準及びガバナンス：両国の量子技術を社会のレジリエンスに影響を及ぼす新興分野として認識し、量子科学に関するガバナンス政策、並びに量子技術の責任ある開発・利用、研究の健全性、基準などについて、各国の法令・規制・政策にのっとり対話を促進し、信頼できる国際研究環境を醸成する。

(e) 商業化・ユースケース：両国の学術機関、量子技術企業、エンドユーザー企業間の連携を強化し、量子技術の商業化を加速するとともに、具体的な活用事例の創出を目指す。

本協力書に基づくイニシアティブは、参加者間の連携の下、日本及びインド国内の様々な自律的機関・団体によって開発・実施され得るものであることを、参加者は認識する。

第 3 項 拘束力を有しない性質

本協力書は、参加者の意向を記録することのみを目的としており、国内法又は国際法に基づく明示的又は黙示的、直接的又は間接的を問わず、いかなる法的拘束力を有する権利又は義務を発生させるものではない。

第 4 項 相違点の解決

本協力書の解釈、実施又は適用に起因するあらゆる相違点については、第三者機関、裁判所、仲裁廷、組織、その他のいかなる場にも依拠せず、参加者間で相互尊重の精神に基づき、誠意ある協議と交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

第 5 項 開始、期間及び中止

本協力書に基づく協力関係は、参加者による署名日に開始し、本パラグラフに定める場合を除き、無期限に継続するものとする

いずれかの参加者は、相手方参加者に対し少なくとも 6 か月前までに書面で通知することにより、本協力書をいつでも終了することができる。

本協力書の終了は、参加者らの別途の同意がない限り、継続中の協力活動には影響を及ぼさないものとする。

本協力書は、2026 年 5 月 4 日、ニューデリーにおいて、英語により 2 通作成された。

機械翻訳

日本国内閣府を代表して

インド共和国科学技術大臣を代表して

小野田 紀美

特命担当大臣（科学技術政策担当）

Jitendra SINGH

科学技術大臣